

## 1. 業務名

8-9つくば市労働環境整備アドバイザー派遣業務委託仕様書

## 2. 業務期間

令和8年（2026年）4月1日～令和10年（2028年）3月17日まで

## 3. 事業目的

人口減少時代の企業等において中長期的に安定した経営を行うためには、労働環境整備等を充実させることで人材の定着や新たな人材の獲得を促進することが重要となっている。

本業務では、労働環境整備や人材定着・獲得を課題としているつくば市内の中小企業等（以下「企業等」という。）に対して、各企業の課題に合わせた専門家派遣を提供することにより、企業等の労働環境整備や企業等において労働者の意識啓発を促進し、多くの労働者にとって働きやすい職場環境の普及拡大及び人材定着・獲得による企業等の人材不足を解消することを目的とする。

## 4. 適用範囲

本仕様書は、つくば市（以下「甲」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託者（以下「乙」という。）の履行範囲を定めるものである。

## 5. 支援対象

労働環境整備や人材獲得に取り組むつくば市内の企業等及び労働者

## 6. 業務内容

### （1）専門家派遣

- a) 労働環境整備や人材獲得に係る課題に対応することができる社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルティング技能士等の専門家を確保し、企業等への派遣体制を構築すること。
- b) 労働環境整備や人材獲得に係る課題に対応することができる社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルティング技能士等の専門家を企業等に派遣し、企業等の状況に合わせたコンサルティング支援を行うこと。なお、支援対象等については以下のとおりとする。

#### 【支援対象等】

##### （ア）対象者

以下の2点を満たすもの

- ・つくば市内に事業所を有している企業等であること
- ・原則として従業員数が概ね5名以上の企業等であること

##### （イ）支援内容

各企業等の状況・課題に合わせた労働環境の整備・改善に資する内容とする。

- （例）
- ・ビジネスモデルに合わせた人材獲得策の検討
  - ・ビジネススキームの見直しによる労働時間縮減（効率化）

- ・就業場所の設備の見直し
- ・就業形態の見直し（在宅勤務、フレックスタイム制など）
- ・就業規則の整備（育児・介護休業等への対応など）
- ・求人票の見直し
- ・社内コミュニケーションの向上
- ・社内研修制度の導入、拡充

(ウ)実施方法等

- ・1社当たりの支援時間は概ね12時間以内とし、企業等が抱える課題のヒアリング、課題解決策のアドバイス等を行うこと。
- ・支援実施後にはフォローアップを行い、支援実施後の新たな課題に対するアドバイス等を行うこと。
- ・原則として対面による支援を行うものとするが、企業等からの希望がある場合にはオンラインによる対応を可能とする。

(エ)専門家

社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルティング技能士など労働環境整備や人材獲得に係るテーマについて十分な知識・経験を有する者を選定し、甲と協議の上決定すること。なお、専門家は乙が直接雇用するものに限らず、企業等の支援に適当な者を選定すること。

(2)事後アンケート及びフォローアップの実施

- 上記「7.(1)専門家派遣」を実施した企業等に対して、支援実施から1か月程度経過後、支援後の変化や新たな課題等に対応するため、原則対面によるフォローアップを実施すること。フォローアップ内容は「7.(4)月次報告書作成」に反映すること。なお、フォローアップは市職員が同行する場合がある。
- 上記「7.(1)専門家派遣」を実施した企業等に対して、事後アンケートを実施し、その内容は「7.(4)月次報告書作成」に反映すること。なお、アンケートにて質問する内容は、受託後に甲乙協議の上決定すること。

(3)事務局設置・運営

- 企業等からの申込み受付及び事前相談等に対応すること。

(4)月次報告書作成

- 乙は、月次報告書を作成し、毎月7日までに前月分の支援実績を甲に提出するものとする。  
(7日が甲の閉庁日である場合は直前の開庁日までに提出すること。)
- 月次報告書の様式は任意とするが、月次報告書に記載する内容は受託後に甲乙協議の上決定するものとする。

## 7. 支援目標

アドバイザー派遣：令和8年度4社  
令和9年度6社

## 8. 成果物等の著作権及び秘密保持等について

### (1) 成果物等の著作権について

- a) 本業務における成果物等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。
- b) 乙は、成果物等に係る著作者人格権を、甲又は甲が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- c) 乙は、本業務による成果物等について、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- d) 成果物等に使用する写真、イラスト、その他の資料について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は乙の責任において行うものとする。
- e) 成果物等の公開にあたり、第三者からの権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、乙は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、このことにより甲に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

### (2) 成果物等の提出について

- a) 乙は、以下の成果物を作成し、書面及び電子データで甲に提出すること。  
なお、令和8年度分事業に係る成果物の提出日は令和9年（2027年）3月19日（金）までとし、令和9年度分事業に係る成果物の提出日は令和10年（2028年）3月17日（金）までとする。

#### 【提出物】

##### (ア) 実施報告書

- ・報告書様式については乙の任意とし、記載内容については受託後に甲乙協議の上決定するものとする。

##### (イ) 支援企業事例集

- ・市ホームページ公開用として、アドバイザー派遣を利用した企業毎の事例概要をとりまとめること。なお、事例集の形式は受託後に甲乙協議の上決定するものとする。

### (3) 秘密の保持について

- a) 乙は、本業務に関し、甲から受領又は閲覧した資料等や事業実績を甲の了解なく公表又は使用してはならない。
- b) 乙は、本業務にて知り得た甲及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- c) 乙は、本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないよう十分な対策を講じなければならない。また、甲が提供する資料等の第三者への提供又は目的外使用

をしてはならない。

(4) 個人情報の保護について

- a) 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報等の適切な管理のため、別紙「個人情報等の取扱業務に係る特記事項」に記載する事項を遵守するものとする。
- b) 本業務の履行に関して、外部流出や不適切な取扱い等によって紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら甲の責に帰す場合を除き、乙の責任と費用負担において一切の処理を行うこととする。

9. 業務委託料の支払い

業務委託料の支払いについては以下の(1)～(3)のとおりとする。

(1) 令和8年(2026年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日まで

- a) 甲は、令和8年度事業分に係る検収を行い、検収後、乙は令和8年度事業分の業務委託料を請求することができるものとする。
- b) 甲は、請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

(3) 令和9年(2027年)4月1日～令和10年(2028年)3月17日まで

- a) 甲は、令和9年度事業分に係る検収を行い、検収後、乙は令和9年度事業分の業務委託料を請求することができるものとする。
- b) 甲は、請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

10. 業務の一括再委託の禁止

- a) 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に実施する上で必要と思われる部分については、甲と協議し、承認を受けた上で本業務の一部を第三者に再委託することができる。この規定に基づく場合、乙は、再委託先に本仕様の一切の内容を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

11. その他

- a) 本業務の実施に当たっては、本仕様書によるほか、監督職員の指示による。
- b) 本業務の実施に当たり、本仕様書に定めのない事項等、疑義が生じた場合は別途協議して定める。
- c) 市と受託者は、連絡を密に行い、業務を円滑に実施するものとする。

12. 問合せ先

つくば市経済部産業振興課雇用促進対策係

TEL : 029-883-1111

MAIL : eco052@city.tsukuba.lg.jp